

○財務省告示第四十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十一年一月二十八日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十一年二月十日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（十年）（第二百七十回、第二百七十一回、第二百七十二回及び第二百七十三回）及び利付国庫債券（二十年）（第三十三回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で千四百九十七億円	千五百六十八億四千五百一十七円





十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成二十一年一月二十八日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (二十年) 回二百七十	一・三%	平成六年二月二十七	億五百八十二
利付国庫債券 (二十年) 回二百七十	一・二%	平成六年二月二十七	九十四億円
利付国庫債券 (二十年) 回二百七十	一・四%	平成九年二月二十七	億三百三十九
利付国庫債券 (二十年) 回二百七十	一・五%	平成九年二月二十七	億三百八十八
利付国庫債券 (二十年) 回三百三十	三・八%	平成九年二月二十八	九十四億円